

第4号議案

委員会規程の変更について

(案)

委員長に事故がある場合の職務を代理する委員の選任について、迅速に対応できるようにするため、別紙のとおり、委員会規程を変更する。

以 上

【添付資料】

別紙：委員会規程 変更案 新旧対照表

電力広域的運営推進機関委員会規程 変更案 新旧対照表

変更前	変更後 (変更点に <u>下線</u> )
<p>略</p> <p>(委員長の選任等)</p> <p>第4条</p> <p>3 委員長に事故があるときは、その職務を代理する委員を理事会が選任する。</p>	<p>略</p> <p>(委員長の選任等)</p> <p>第4条</p> <p>3 委員長に事故がある<u>場合は</u>、その職務を代理する委員を理事会が選任する。<u>但し、理事会が予めその職務を代理する委員を定めたときは、これに従うものとする。</u></p>
<p>略</p> <p>(小委員会)</p> <p>第5条</p> <p>4 小委員長に事故があるときは、その職務を代理する委員を委員長が選任する。</p>	<p>略</p> <p>(小委員会)</p> <p>第5条</p> <p>4 小委員長に事故がある<u>場合は</u>、その職務を代理する委員を委員長が選任する。<u>但し、委員長が予めその職務を代理する委員を定めたときは、これに従うものとする。</u></p>
<p>略</p>	<p>略</p> <p>附則 (平成29年 月 日) <u>この規程は、平成29年 月 日から施行する。</u></p>